

石綿に関する法改正が行われます！

解体や改修工事の前に 事前調査の届出が必要になります。

改正石綿則・安衛則が
令和3年4月に施行されます！！

～建築物の解体・改修工事開始前の調査対象などが強化されます～

- ・一定規模(※1)以上の工事は、**事前調査結果の届出**が必要になります

一定規模(※1)の対象…工事床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

請負金額が100万円以上の特定の工作物(※2)の解体工事

(※2：煙突、焼却設備、配管、ボイラー、加熱炉、反応槽など)

請負金額が100万円以上の建築物または工作物の改修工事

- ・**資格者**(建築物石綿含有建材調査者など)による調査が必要になります
- ・平成18年9月以前に着工した建築物等は、**現地調査が必須**になります
(木材、金属、ガラスの取り外しなど、調査対象外の作業もあります)

事前調査の実施

- ・設計図書(図面や仕様表)による調査
- ・**現地調査(必須)**
工事に関わる**すべての部位を調査**
- ↓ 石綿の使用が不明の場合
- ・不明部位の石綿分析

ココ！

- ★建設の実務経験のある**特定建築物石綿含有建材調査者**が、設計図書調査、現地調査を実施します
- ★分析は、資格要件を満たす協力会社で実施しています

事前調査結果の取り扱い

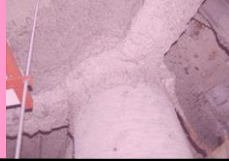



- ・現場に備え付け ・3年間保存
- ・一定規模以上の解体・改修工事は、**労働基準監督署に届出**



よりよい環境を創造する
株式会社サンキョウ - エンビックス
環境マネジメント部 衛生企画課
担当：塚田、赤木

〒700-0954 岡山県岡山市南区米倉66番地2
TEL 086-242-1035 FAX 086-242-1036
URL <http://www.sankyo-ltd.co.jp/>
メール r-eisei@sankyo-ltd.co.jp

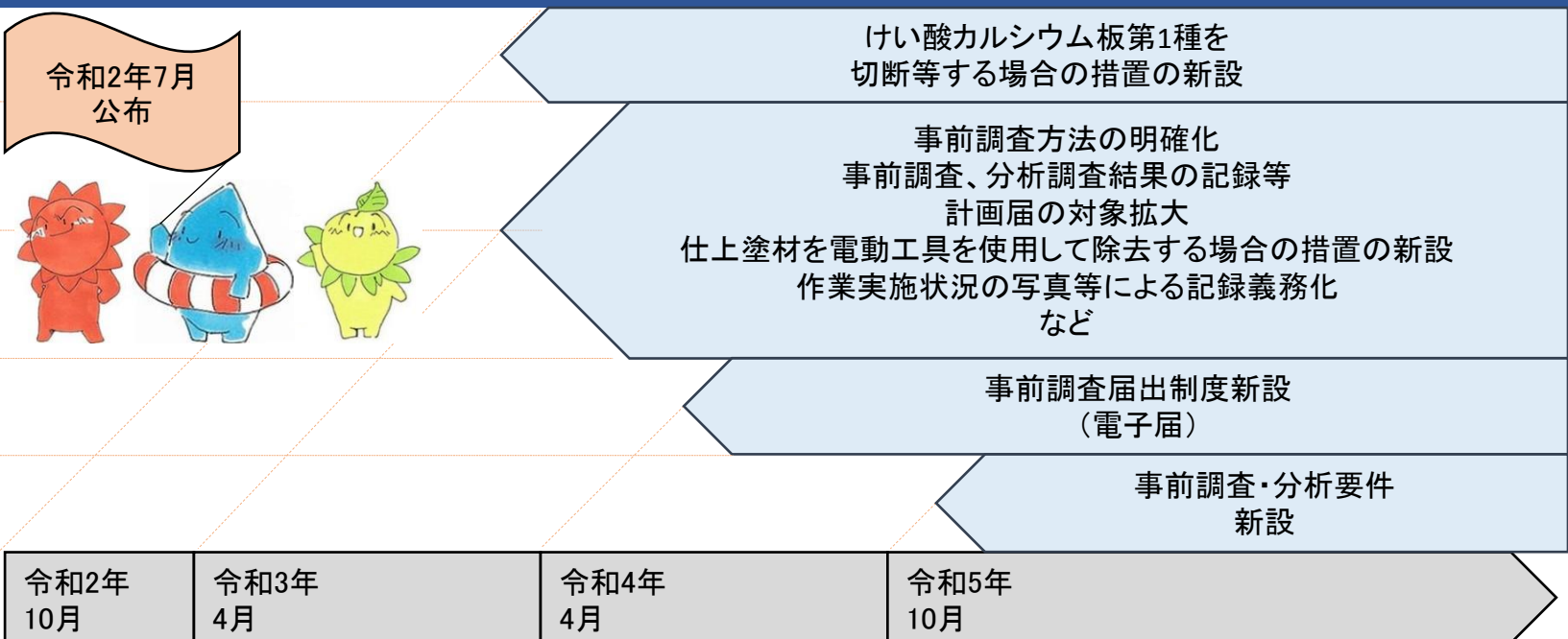
解体・改修工事に必要な措置（下線赤字部分が変更内容）

見直し内容	レベル1	レベル2	レベル3	
	石綿含有吹付け材 	石綿含有保温材 耐火被覆材、断熱材 	ケイ酸カルシウム板1種(破碎時) 仕上塗材(電動工具で除去時) 	スレート、Pタイル、ケイ酸カルシウム板1種、その他石綿含有建材など 
	事前調査結果の届出(一定規模以上の工事※表面参照)			
	計画届(レベル2も対象に)※14日前			
	事前調査(方法明確化) 調査資格要件 結果3年保存・現場備付 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤化 保護具着用 作業主任者選任 作業者への特別教育 健康診断			
	・負圧隔離 集じん機・排気装置の初回時、 変更時点検 ・作業開始前、 中断時 の負圧点検 ・ 隔離解除前の取り残し確認 等		隔離 負圧は不要	
	画像出典:『目で見るアスベスト建材』(第2版)国土交通省(H20.3)			

当社の**特定建築物含有建材調査者(※)**が対応します

※厚生労働省、国土交通省、環境省が規程する講習を修了し、建築物の石綿含有建材調査を行うことができる専門家です

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日



※解体工事や収集運搬でお困りのお客様は、解体・廃棄物収集運搬専門業者も紹介致します



よりよい環境を創造する
株式会社サンキョウ - エンビックス
環境マネジメント部 衛生企画課
担当：塚田、赤木

〒700-0954 岡山県岡山市南区米倉66番地2
TEL 086-242-1035 FAX 086-242-1036
URL <http://www.sankyo-ltd.co.jp/>
メール r-eisei@sankyo-ltd.co.jp